

## 第5回 ふじみ衛生組合地元協議会 会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成22年1月13日（水）18時30分から20時32分
- 2 開催場所 ふじみ衛生組合2階大会議室
- 3 委員出欠 出席 19人
  - ・出席委員 石坂卓也、伊地山和茂、岡本稔、小林秀行（副会長）、小林又市、小松日出雄、嶋田一夫、田中一枝、野中勇一、馬部昭二、増田雅則（会長）、町田宇平、渡部満、浜三昭（副会長）、内藤和男、岡本正昭、荻原正樹、大木和彦、高畑智一
  - ・委員交代 若松巖→町田宇平、高畑智一→浜三昭、藤川雅志→高畑智一
- 4 出席者
  - 事務局 田中實、深井恭、御前憲昭、奥山尚、飯泉研
  - JFEエンジニアリング株式会社
  - パシフィックコンサルタンツ株式会社
- 5 傍聴者 4人

### 【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項
  - （1）第2回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について
  - （2）第3回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について
- 3 協議事項
  - （1）新ごみ処理施設建設工事の工事協定書（案）について
  - （2）新ごみ処理施設建設工事の工事協定締結方法について
- 4 その他
- 5 閉会

### 【配付資料】

#### 議事次第

- 【資料1】（新）ふじみ衛生組合地元協議会委員名簿
- 【資料2】第2回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について
- 【資料2-2】第3回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

【資料3】 新ごみ処理施設建設工事の工事協定書（案）

【資料4】 工事協定書(案)新旧対照表

【資料5】 工事中の安全対策及び周辺配慮図

【資料6】 地元協議会に関する調べ

## 【会議録】

18時30分 開会

### 1 開会

事務局 : ① 1月1日付け、ふじみ衛生組合人事異動の紹介（高畑事務長→浜事務長）

② 調布市・栄自治会委員交代 若松委員→町田委員

③ 新旧委員のあいさつ

#### 【配付資料確認】

### 2 報告事項

(1) 第2回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

(2) 第3回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

会長 : 第2回と第3回地元協議会議事録の確認をお願いします。

C 委員 : 第3回議事録で、12ページの下から3行目。「12月1日付けで調布市の紛争予防条例」と書いてあるのを、「調布市の」というのを削除してほしい。

事務局 : そのように訂正させていただきます。

会長 : 議事録の確認がされたので、公開手続きに入らせていただく。

### 3 協議事項

(1) 新ごみ処理施設建設工事の工事協定書（案）について

事務局 : 関連資料として資料3、資料4及び資料5があります。資料3は、前回、意見をいただいたものと、今回、修正を加えたもの、赤字で書いてあるが、見え消しの部分とあわせて調整したものが資料3です。

資料4は、一番最初に配付したたたき台と、最終的に直した案との比較です。

資料5は、協定書に添付する図面です。のちほど、説明をしたいということで、用意しております。

資料3・前文のところ、前回の指摘では、真ん中のところ、「地域環境の保全を目的に」と、目的を加えてとの意見がありました。黒の見え消しの部分は、それを加えたことによって、全体的に文章の整合性を勘案して、見え消しで直しました。

会 長 : 今回も逐条的に審議する。前文に関して、何か意見あるか。  
次、第1条お願いします。

事務局 : 第1条に関しては、(1)と(2)を削除しております。前文とのダブリをなくす意味合いで、削除しました。

会 長 : 次、第2条は訂正がないので、よろしいか。何かあったら、意見を言ってほしい。修正箇所が、過去に議論したことで今回ないものは、諮りながら素通りさせていただく。第2条、よろしいか。

次、第3条。

事務局 : 第2条「関係法規の遵守」で、東京都公害防止条例というのがあるが、名称が変更になっています。

パシフィックコンサルタンツ : 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」と、通称・環境確保条例という名前に変わっている。

会 長 : 変更後の名前に変えることにさせていただく。2条、よろしいか。  
3条については、変わっているところは試運転の内容ということで、これも言葉の問題であり特に問題はないと思う。5項まで一応確認されたということにさせていただく。次、第4条。

事務局 : 第4条、前文のところ、(1)(2)(3)(4)について、「次の作業については」となっていたが、作業だけではないの「事項」と訂正しました。

(4)については、台風、地震等の具体的な言葉を加えたらとの意見があったので、「台風、地震等の自然災害の復旧工事による」ということで変更しています。それと、「2時間以内の」ということだったが、1日当たりということで、より正確な表現としました。

会 長 : 第4条も一応確認されたということにする。

次、第5条。一応説明していただきたい。

事務局 : 第2項の部分だが、「工事用車両等の出入りは」ということで、

「原則として」とすると、例外があるのかと議論しました。基本的に例外はないということで、「原則として」を取ることにしました。

会 長 : 第5条も確認をされたということにさせていただく。次、第6条。

事務局 : 第6条について、第2項のところ「工事時間中は毎日」ということで、作業している工事時間中は毎日記録をとることとします。

3項については、前回、音圧のところ、指定作業ということで、80デシベル以上という形で議論がありました。これについては、環境影響評価書よりも高い数値であるというような意見もあったので、基本は環境影響評価書で予測している数値を遵守していくということなので、事務局側で検討した結果、訂正させていただきました。この部分を読むと、「乙は、本工事中発生する騒音、振動については、環境影響評価書を遵守して施工するものとする」ということで変えさせていただきました。

会 長 : 3項の確認だが、デシベルを規制するにはいろいろあるが、最も厳しいもので規制したと考えるとよろしいのか。

事務局 : 環境影響評価書では、敷地境界では71デシベルとなっているので、より厳しくしたと考えています。

会 長 : 第7条、8条については修正箇所がないが、これらについて意見あるか。

第9条、これも「工事中、」というのを削除しただけなので、何か意見あるか。

第9条も一応終わったということで、次に10条。それから11条、12条、13条、14条まで、ちょっと多過ぎかもしれないが、何か意見あるか。よろしいか。

異論がないということで、ここまで確認されたということにさせていただく。

次に、第15条。

事務局 : 「その他」の条文の中に、前回、意見がありました「この協定に、乙が違反した場合、甲は、ただちに是正を求めることができる」という条文を2項に加えました。

会 長 : 事務局が用意した内容については、これで確認されたということにする。

私から質問だが、前回の議論で、工事連絡会という案が出されたと思う。月に一度程度は、工事の進捗状況、計画、あるいはコンプレイン等もあるかもしれない。そういったものについて、説明をする会が欲しいという意見があったと思う。これについて、事務局はどうお考えか。

A 委員 : 第3条2項。ここで、「原則」という言葉が使われている。この場合の原則はどう考えたらいいか。4条の場合は、原則として作業時間の問題を定めているが、例外が(1)から(4)まで明記されている。3条の場合の原則は、日曜日に作業を行わない場合、例外をどう考えるかが例示されていない。勝手に解釈して、自然災害などで工期がおくれた場合に、そういうことが起こり得るのではないかという推測で理解しているが、その解釈をただしておきたいのが1点。

2つ目。今日、傍聴者の意見が配付され、私どもの理解は、当然、こういう議論している中で、損害やさまざまな申告窓口はふじみ衛生組合だと勝手に解釈しているが、傍聴者は、そうした問題の手順を明記されてないということがあって、同じように持ち込めばいいわけなので、ふじみ衛生組合でいいんだらうと。そういう考え方でよろしいかどうか、確認したい。

事務局 : この「原則として」は、日曜日のことも指しているが、日曜日については、委員さんが言ったように、災害、事故等やむを得ず、緊急にやらなきゃいけないことが生じる場合だとか、もちろん工事等は行えないが、大型機械が搬入されたときに、組み立て作業等を行う場合があることを予測してのことで、「原則として」を入れているが、基本的にはもちろん休みです。

A 委員 : 議事録にとどめておいてもらえればと思う。

事務局 : この協定は、地元協議会とふじみ衛生組合が結ぶわけなので、すべてこれを約したことについて、いろいろと問い合わせについては、当然、ふじみ衛生組合と考えている。

会 長 : よろしいか。

A 委員 : 結構である。

会 長 : これも議事録に明確に書くということで。全般にわたっても結構

である。ほかに、何かあるか。それでは、これで一応確認はされたということにさせていただく。

次に、私が言いかけたことを。

事務局 : 連絡会等をとということだが、協議会とは別にとという考え方の中で理解をしている。このことについては、近隣の皆様に既に、この工事の内容についてお知らせ、説明等を行っているが、ふじみ敷地境界から100メートルの範囲内の中で、毎月1回程度の連絡会を設けたいと考えています。

会 長 : これは、設けるということである。よろしいか。  
それでは、一応、協定書、文書については、すべて確認が終わったということで、次いで、その文書につく資料5についての説明をお願いする。

事務局 : 資料5について、お手元に配付をしたが、画面でも用意しています。

これが、工事の全体的な、安全確保をするための図で、この緑色の実線については、まず全体を3メートルの仮囲いをします。ここのBゲートとAゲートのところがあきます。そして、ふじみ衛生組合の管理棟は、今度はこちらのほうに移転することになるので、こちらの管理棟を含めて全体を囲うというような形で仮囲いを行います。仮囲いについては、第7条で安全対策というところでも書いていますが、このようにしてあります。

破線の部分は、敷地内を管理棟と工事部分を仕分けするような形で、上がフェンスになったような仮囲いをします。先ほどの3メートルのフェンスは、このように絵を施したり、デザインも考えながら、周りを仮囲いするという形で考えています。

また、仮囲いのところに、工事内容を書いたものを入り口のそばに掲示をします。西側のサイドについては、騒音・振動等の表示を常時わかるような形で設置をしたいと考えています。

この赤い線ですが、工事車両の動線で、先ほど、Aゲートでは左折イン、左折アウトということ考えています。それから、Bゲートについては、右折イン、左折アウトということ考えています。北側のほうには行かないということです。滞留は内部にスペースを

十分とっているというような形で考えています。

工事車両等の駐車場は、元調布市クリーンセンターがあった場所に駐車場を設けまして、関係車両等を駐車するということです。その北側は資材置き場になります。西側にはJFEの事務所、作業員の詰所と建築工事の関係者の詰所と3棟並べる形で考えています。

既存施設、資源化施設の間は、柵をずらす関係から、内部ですの  
で2メートルのフェンスバリケードにします。既存資源化施設へは、  
Dゲートということで、工事期間中はこのゲートから収集車を出そ  
うと考えています。

C 委員 : その日のうちの最高振動とか最高騒音。記録ができるのですよね。  
それをやるんですよね。確認。

事務局 : それは連続記録で残すということです。

C 委員 : 出るわけですね、数字が。

事務局 : すべてそれはデータとしては残します。

会 長 : よろしいか。騒音計の設置予定場所はどこか。

事務局 : Bゲートを出た右方向の、西側の中間地点ぐらいを考えています。

会 長 : これで意見がないということになると、この協定書が今後3年間  
有効に働くということになるが、よろしいか。

工事協定については、先ほど審議いただいた文書並びに、この図  
面がついた形で、我々地元協議会とふじみ衛生組合とが協定を結ぶ  
ということで確認されたので、了承のほど、お願いします。

## (2) 新ごみ処理施設建設工事の工事協定締結方法について

会 長 : だれが結ぶのかというのが次の問題になる。前回3案出された。

1案、2案、3案とあるが、皆さんに討議いただきたいと思う。

事務局 : 資料6を見てください。まず、武蔵野市の例だが、下の段の「協  
定の内容」に、武蔵野市クリーンセンター建設工事協定書というこ  
とで、クリーンセンターを建てるときに工事の協定を結んだ内容で、  
相手方として3町会があり、3町会全部と、武蔵野三鷹地区保健衛  
生組合とが協定を結んだということで、ここでいうと、1案か2案  
のところかなというようなところ。契約締結が昭和57年7月  
12日となっています。

次の国分寺市については、ごみ焼却施設処理施設建設に関する協

定書ということで、いわゆる公害防止協定のようなものです。工事ではないが、公害防止協定を結んだというところで、市長と個別に9自治会が協定を結んで、9つの協定書をつくったというようなことで、締結日が昭和58年3月です。国分寺の施設は昭和60年11月に竣工しているので、その前の昭和58年3月に協定を結んだということです。

西多摩衛生組合については、羽村9町内会自治会生活環境保全協議会と瑞穂町環境問題連絡協議会というのをつくって、それぞれに属する9自治会と7自治会が加入した形で、協議会と管理者が協定を結んでいて、3案に近いのかなということです。

加古川市ですが、市長と13町会連合会との2者協定ということで、連合会を形成して、そこと協定を結んだということで、これも3案に近いような形で、2者協定になります。

茨城県のさしま環境組合ですが、管理者と副管理者と2自治会長で締結をしたということで、これは周りに自治会等が少ないところで、1案、2案に近いようなものです。他にも調査しましたが、調べた中では、1案、2案という事例が多かったように見受けます。

会 長 : 1案、2案、3案のうちのどれがいいかという、今、討議したいと思うが、いかがか。全然意見がありませんが。

F 委員 : 1案、2案は参加自治会、要綱の自治会と、ややこしいが、本来、一緒であれば、問題にならなかったかと思う。各自治会により事情があるので、要綱の自治会会長でなくても、ここにいろんな理由で、会長さんが出てこられないので来ている方もいて、かくいう私もその一人です。今度の工事協定では、自分たちの自治会内で、マンション問題で苦勞された方のように詳しい人がこの場に来て話したほうが、よりよい工事協定ができるんじゃないかということで、委員がかわられたとか、さまざまな理由があって、ほんとうにそういう知恵を働かせて、私は立派な工事協定ができ上がったのではないかと考えております。この場は、いろんな知恵を集めて、いいものをつくり上げていくという場であって、実際でき上がったものは、ふじみ衛生組合と法的にもきちんと契約関係を結ぶわけなので、本来の自治会長さんの名前で署名していただいて、そして、次の自治会

長さんにしっかりそれをバトンタッチしていただくと。ただ単に、ここにいる者の名前を書けば終わりということではなく、それを持ち帰って、自治会に伝えていただきたい。平成25年3月31日まで工事協定は必要ですから、今年の自治会長さんだけではないわけで、それを伝えていくという意味も、私ども、大きいんじゃないかということで、連合会としては、2案でやっていただければいいんじゃないかなということをお話してきました。

会 長 : 事務局に聞くが、加古川のこの連合会というのは、自治会の連合会なのか、我々のように、行政と自治会の代表とが混じった連合会なのか、そこははっきりしているか。

事務局 : 加古川については、行政は入っていません。

会 長 : 我々とは違う。我々の協議会は、行政と地元の代表が入っているわけである。加古川の連合会というのは、自治会だけの連合会ということだ。

副会長 : 西多摩も同じだと思う。

事務局 : 9自治会と7自治会が入った協議会です。

会 長 : 行政は入ってないということか。

事務局 : 入っていません。

会 長 : 3案というのはここではないということか。

事務局 : 全く同じような考え方の中の3案はありません。

会 長 : ほかに意見あるか。ほかに意見がなければ、2案ということによるしいか。皆様、いかがか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 : 異議なしと判断させていただき、2案ということで、この協定を結ぶということにさせていただく。

事務局のほうで、これについては、何かコメントがあれば。

事務局 : 2案という形で、今回の協定書の中身等も含めて、最終的な協定書を作成して、委員の皆様にお渡しします。委員におかれては、押印が自治会長となっているので、自治会長に調整をしていただきたいと考えています。その後、私どもで、各自治会長をお尋ねしながら協定書に押印してもらおうと思います。後日、皆様方に、今日決まった内容で協定書を作成してお配りしたいと考えています。

会 長 : 皆様において、自分が会長の場合はいいが、皆様から会長さんに話していただいて、説明もしていただくと。その上で、事務局から会長の印鑑をいただきに上がると、こういうステップで進めるということでもあります。

副会長 : 事務局にお尋ねするが、今日、欠席の方々にはどう対応するのか。

事務局 : 個別に、配るときに説明を加えさせていただきたいと思います。

会 長 : 欠席の人にはそうしてもらうことで、今日の協議事項は全部終わりました。次、「その他」ということに入りたいと思う。

#### 4 その他

C 委員 : 私はもともと建物自体に疑問を持っていて、建物自体の隔壁とか煙突の掃除とかダイオキシン、自動で煙突掃除するらしいが、各部屋の隔壁の説明もないし、大体ルーフファンというもの、屋上にありますけど、あの働きがどうなっているかの説明を求めても要領を得ないわけですね。建物自体に非常に不安を感じているわけです。あそこからダイオキシンが出るのじゃないかと。また、環境影響評価の中の1項目として、西側に42台の自動車駐車場を置くとか、東八とか、いろいろなところで自動車を滞留したら構内へ入れちゃえ。構内へ入れると、結局、一番近い、我々のところへ全部しわ寄せがくるわけです。したがって、あそこに42台の駐車場をつくるとか、大きな迂回路、あるいは周回路をつくるということに対して、環境局とか都市整備局にも、実は連絡して、その回答は、多分、環境影響評価の修正案ということで審議し直してもらおうと。そういうことは、1月8日の午後5時に、環境局から私のところに、ふじみ衛生組合に指示しましたと、こういうことになっていますので、私は、建物自体に対して、もう少し詳しく説明していただきたい。

我々のグループ、つまり、深大寺東町七丁目46、47、48、49、そこにいる45世帯、それに対する説明が全然ありません。周回路についても、いきなりこうしますとか、今回、いわゆる建物の、高さ28メートルの倍のところの人は、一方的に紛争解決、訴えることができるわけです。したがって、振動とか騒音とか粉じんについては、大体2倍のところ懇切に説明しなきゃいけないわけだから、我々は全然聞いてませんから、その辺がふじみ衛生組合

としては、ちょっと配慮が足りないんじゃないか。管理者も、環境問題について最大限の配慮をすると、ちっとも配慮してない。具体的に言えば、12月24日、私は環境局に対して4つの条項を出しているわけ。密閉にしてくださいと、臭いを出ないようにしてください。周回路なんてとんでもない。まして、42台の駐車場を周りにやったら困ると、こう申し上げておりますので、建物の構造とか、そういうおそれのある、何を聞いても、まともな返事がきませんので非常に不満であります。それが1点目。

それと、やはり建屋の、28メートルの倍、つまり60メートル範囲というのは、騒音・振動とか粉じんとか起こり得る事例をもって、一方的に訴えることができることでもありますので、実際、近い我々としては、ほんとうに死活問題なのでありまして、非常に迷惑かけましたけれども、その点について全然配慮されていないので、ぜひ我々に対して懇切に説明していただきたい。それが条件であります。

それと、この中で、工事に限って発言を許可するというごことまでございまして、今まで全然発言ができなかったわけですから、そういうような会長さんの進行でありまして、私は工事以外に関しては一切口をつぐんでまいりました。しかし、心の中では、ほんとに死活問題なんですから、あの建物がどういう建物で、どうなっているのか。煙突掃除はどうなのか。そのときに聞いた、嚴重に管理された部屋なんていったって、何を管理されているのかさっぱりわかりません。したがって、そういうことも近隣の住民に十分にわかるように説明してほしいと思います。したがって、それを引っさげて東京都へ訴え出てありますから、建物について、私は内容についてもっと詳しく知りたい。その上で、こういう工事協定をつくらなきゃいけないんじゃないかなと疑念を持っております。皆さんに非常に迷惑かけましたけど、心の中ではそういうことでもございます。つまり、建物の、敷地から60メートル離れた人々で、ほんとうはこういうことを真剣に、振動、騒音、粉じん、そういうことについてやるべきではなかったかと私はそう思います。

会 長 : 意見として伺ってよろしいんでしょうか。私も、これを聞いて、

これから皆さんとどういうふうに討議したらいいか。

C 委員 : 東京都に聞きましたら、紛争にかけた場合、当然、今までどういう審議をしたか、どういうことをやったか、全部資料を、工事協定とか、それに対するいろいろな議事、そういうものについて添付して東京都へ送るそうですから、東京都はそれを求めると、そういうことですから、私は私の心を今訴えたわけでありませう。

会 長 : 一応、ご意見として伺ってよろしいか。それとも、これについて何か。

C 委員 : 議事録に書いておいてください。

会 長 : 議事録には当然書かれます。何か、これについてありますか。

C 委員 : チャンスがあれば、ふじみのほうから懇切に説明していただきたい。

会 長 : それは、2番目に言った60メートル以内については懇切な説明が不足しているという指摘か。

C 委員 : そうです。

会 長 : 先ほど、議事録でも確認されたと思うが、近隣工事連絡会というようなものとは意味が違いますか。

C 委員 : 違いますね。

会 長 : 事務局のほうで、これについて意見あるか。私もよくまとめ切れないが。

事務局 : 工事説明を今後行うのかということに関して、この協議会でも委員から発言がされておりますが、基本的には戸別で、100メートルの範囲内の住民の皆様説明をして回っているという事柄をとらえて、委員さんが言ったんだと思います。その内容について、私どもの答えが不十分であったという指摘です。それについては、今後も含めて、説明をさせていただきたいと思っておりますが、担当も座っておりますので、委員から意見があればお願いしたいと思っております。

A 委員 : 地元協議会は、今、確認したが公害防止協定についてこれから議論することになる。

今お話しの煙突とかごみの問題だとか、有害排出物がどの程度、どういうものがどうなのかとか、それは基準を下回る条件でどうするのかとか、そういう議論はこれからのテーマになって、2～3年

後ごろに、公害防止協定を地元協議会が、今の建築の工事と同じような形で締結していくことになるんだろうと理解しているので、その中で、今の問題というのは議論していただいて、いろいろ確かめていただくということが適切で、今、全部その問題を、今日の場合ではなくて、すぐに議論が詰まる問題ではないので、これからの問題と理解しているんですが。

会 長 : 公害防止協定は、今後、試運転が始まる前までにやりたいと言う事務局からの話もあったから、これから2年ちよつとの間でやっていくということは、もう間違いない事実です。そのときに、今言ったことはやっていきます。

C 委員 : 環境局によると、建物ができた後に、ダイオキシンとか粉じん、要するに煙ですね。建物からそういう公害物質が出てきたときに、公害として扱うと。したがって、その前の建物をやる場合には、こういう建物を建てたら、こういう公害が出ます。要するに、環境を劣化させますというようなときは、建物を計画した時点で審議してもらおうと、こういうことですので、今、まさに、これから建物を建てよう。私の質問、「もうできたものから出ているのか、それとも、これからできる建物から出るんですか」、こう聞きましたら、「いや、これからつくって。しかし、これからつくる建物の説明が全然ないんですよ」、そう言ったら、今のような回答がきた。したがって、でき上がったものから出た場合には、当然、今言われたように、公害防止協定でやると、建物ができる前は環境影響評価の中でやると、そういうことです。

会 長 : 今、言われたことを踏まえながら、今後やっていくということで進めさせていただいてよろしいか。そうさせていただく。  
事務局から何か、その他のところでありましたら、願います。

事務局 : 資料として、最後のところにつけています施設見学（予定）の説明をさせていただきたいと思います。

施設見学予定として作成したのですが、これについては、2月下旬から3月にかけて、これから予定等を相手方と調整して決めていきたいと思います。上尾市の西貝塚環境センターを選定していますが、選定した理由ですが、この施設は、JFE、今回、私どもの

施設を建設することになったのはJFEということですので、同じメーカーが建設したところということが、1点、選定した理由です。それから、施設規模がほぼ一緒ぐらいの施設ということ。それから、施設形式ですね。これがストーカ炉という、この3点に絞って考えたところ、この近くでということいろいろと探した結果、上尾市の施設を選定したということです。

平成10年3月ということで、12年ほどたっていますが、こちらの施設を皮切りに皆様方に見学していただいて、その後、また、おいおいテーマを決めて、いろんな施設を見学していきたいと思えます。

会 長 : 最初の計画では、2月下旬から3月ごろに、工事協定が終われば一度施設見学しようということで、アウトラインの計画ができています。その説明をしてもらった。

C 委員 : 施設見学については、非常に結構なことだと思う。おそらく焼却炉はグラウンドレベルか上についていると思うが、それも結構なんだが、もう一つ、上尾はここよりも大きな3.8、ほぼ倍近く敷地があるわけですから、十分ゆとりがあって、それこそ駐車場もゆったりとられている。それを縮小して、ここに、こんなのありましたけど、ふじみだって、こういうふうに立派にやっていますなんてやられたんでは非常に残念な結果になるんじゃないか。だから、少なくとも焼却炉をグラウンドレベル、下に置いているというようなところを、もう一つ、あわせて見学させてくれれば、グラウンドレベル下に焼却炉を置いた場合に、いかにそれに対する知恵を絞って、まあ、あまりないそうだが、半地下でやっているのは渋谷とか高井戸ぐらい。豊島は、たしか焼却炉はグラウンドレベルの下に、地下に置いてあるわけですよ。だから、そういうことをいろいろ苦労して、自動車通路とか、公害が出ないように配慮しているところを、もう一つ見せていただけたらなと、そう思うわけで、あまりないらしいですな、ちょっと聞いてみたら。そういうようなところをぜひもう1カ所追加していただけないか。要望ですから、できないならできないでいいです。

事務局 : 施設見学会は、これが皮切りということで、今回はこれでやらせ

ていただいて、今後もテーマを決めて、予定していきたいなと考えております。

C 委員 : 1カ所じゃなくて、一、二時間で見られるから、もう1カ所追加しなさいよ。

会 長 : できれば一緒にと、あるいは今後ということにさせていただく。ストーカ炉を見る皆さんも、初めての方もおられると思うので、これから長いおつき合いですので、ぜひこれは見ていただいたほうがいいんじゃないかと私も思っています。ご希望の方は、2月下旬から3月初めにお集まりいただくと。案内は別途されるということです。

今後、今、委員からあったような、皆様からの要望も加味して、つけ加えていくと、こういうことでお願いします。

ほかに、何かご意見ございますか。関連、何でも結構ですが。

F 委員 : 皆様に、これから先、考えほしいと思っていることがある。この数年、2つの衛生組合に非常に関心を持って、また、それなりにかかわってきたが、1つはふじみ衛生組合。もう一つは、二枚橋衛生組合で、東八の野川公園の近くにあるが、この2つの衛生組合は、ちょうど正反対のところにある。こちらはリニューアルオープンして、平成25年に営業開始しようという衛生組合。一方の二枚橋衛生組合というのは、今年の3月31日、21年度をもって終わりになる衛生組合です。その2つを見ながら、疑問に思ってきたことがある。それは、今、我々はここに座って、一生懸命、平成25年の開始のための準備を、工事協定なり、公害防止協定なり、これから結んで、そういうためにこの地元協議会があるんだと思うが、すべての関心は平成25年にいつている。ただ、私が思っていることは、ふじみ衛生組合の終わりはいつかという問題です。これを地域の皆様にも、心の片隅に置いて考えていただきたいなという気がする。そのために、私は二枚橋衛生組合をずっと追ってきたわけです。

ちなみに、二枚橋衛生組合というのはいつできたかというと、昭和32年ですね。あの二枚橋衛生組合の、煙突の煙が消えたのは平成19年。ざっと数えて50年です。一体、25年から開始して、ここの衛生組合はいつ終わるんだろうか。私は、2つの衛生組合を

眺めながら、いつもそんなふう感じて、今日、ここに座っているわけですから、ひとつ皆様に、私はこれまで、正副管理者、長友市長、清原市長にも、説明会の場で、いつ終わるんだ、初めがあるんなら終わりがあるんじゃないかという質問を繰り返してきましたけれども、明確な答えはいただいております。

ですから、このふじみ衛生組合で、調布市と三鷹市のごみを引き受けるようになった地域として、やはり両市の政治の責任として、この終わりというものをもう少し具体的に話していただかないといけないんじゃないか。だから、こういう地元協議会の場でも、私は、何とかして、その終りの問題を皆さんに考えていただきたいと。こういう施設で終わりはあるのか、非常に不安でもあるわけです。その辺が、これまで全くだれも関心を示さないものですから、議論にもならないわけです。とにかく25年開始を求めて動き出しているわけですがけれども、私は、初めを語るときはやはり終わりも語っていかなくちゃいけないんじゃないか。できることならば、最初の委員として選ばれた、この地元協議会の自治会長さんの皆さんに、2年間の中に、つまり平成25年開始する前までには、何とかしてその辺を少しでも具体化できないか、明らかにできないか、どういう形になるか、私も見当が付きませんが、その辺、皆様のお知恵を出していただいて、時間があるときに議論していただきたい。

会 長 : 意見として、重要な指摘だと思うので、機会を見て、議論いただきたいと思う。

副会長 : これからこの会も、公害防止協定、そちらの協定に向けて、引き続きお願いしていくことになると思うので、先ほどらい意見もありましたように、公害防止協定等、そういう形で、公害等に対応するような形で、この会議を引き続き継続していただきたいと思いますので、これについて、また次回等の開催日については、まず、施設見学を最初にしていただいて、その後という形になるかと思えますけれども、そういう意味で引き続きよろしく願いいたします。

事務局 : 先ほど委員からもご意見があったが、近隣の皆様には、新しいごみ施設の配置図とかイメージパース等の図面で説明をしまして、既に配布した資料があります。そのうち、今日、皆さんにもイ

イメージが描けるように、画面に映しながら、説明をさせていただきたいと思います。

B 委員 : 施設のイメージということで、最終的に固まったものではないが、現在考えられている施設のイメージについて説明します。

まず、焼却炉、熱回収施設の位置ですが、敷地のほぼ中央部分に建てる予定です。ごみの収集車両については、東八道路側のゲートA、そして、旧多摩青果との間にあるゲートC、こちらの2カ所を利用して、ごみ収集車両を入れる予定です。

また、出口につきましては、ゲートのA、ゲートのC、そして、出口専用のゲートとして、敷地西側のゲートのB、この3カ所を予定しています。車の動線で言いますと、東八道側から来た車については、ゲートのAを通過して、可燃ごみについては、可燃ごみ処理施設にごみをおろして、ゲートのAまたはBから出ていくというような形になります。

不燃ごみについては、可燃ごみ処理施設の外側を通過して、不燃ごみの計量器で計量した後、不燃ごみ処理施設でごみをおろして、ゲートのCから出ていくというような形を考えています。

それから、同じくCから入ったものについては、不燃ごみについては、不燃ごみの計量器を通過して、そのままCから出ていく。そして、Cから入った可燃ごみの収集車については、可燃ごみ処理施設と不燃ごみ処理施設の間を通過して、可燃ごみの計量器で計量して、ごみをおろしてゲートAまたはBから出ていくというような形です。こちらのBは、可燃ごみの収集車の出口だけです。

基本的には、西側に住居が多いことから、できる限り西側に厚く緑地を配置したいと考えています。そして、今、委員がいった駐車場、これは主に見学者用です。小学校4年生ですと、授業で、ごみの収集、処分、そういったものを勉強する時間があるので、そういった小学校4年生を中心とした見学者のための駐車場ですので、ごみの収集車両がこちらの駐車場にとめることは一切ありません。また、ここの駐車場につきましては、今後、できる限り、緑を入れて、緑地にするような形での駐車場にしたいと考えているところです。ごみをおろす場所は建物の北側です。煙突は逆に、南側、東八道路

側にくるということです。

やはり、悪臭問題が一番気になりますので、今回は、JFEとしては初めてですが、扉を三重にしております。まず、入り口のところ、計量器の手前に扉を設けます。この扉をあけて、計量器で計量します。そして、計量器の反対側にも扉をつけまして、後ろの扉が閉まったのを確認して前の扉をあけるということです。

プラットフォームでごみをおろして、また、出口にも扉を設けます。計量器の扉が閉じているのを確認してから出口の扉をあけて出ていくというような形で、三重の扉を設けることによって悪臭対策をしていきたいと考えています。また、負圧といたしまして、ごみピットにたまりました悪臭を、ごみの焼却用の空気として、焼却炉に送り込むことによって、建物の中の気圧が低くなりますので、外の空気が中に入ることはあっても、中の空気が外へ出ることはありません。つまり、この扉のところで蚊取線香をたくと、煙は建物の中へ入っていくという構造にしたいと考えているところです。

続きまして、全体のイメージを見ていただきたいと思います。こちらが、今考えております全体のイメージです。南北方向におおよそ85メートルぐらいですね。東西方向が約60メートルということで、おおよそ60×90としますと5,400平方メートルぐらいの建築面積になります。そして、できるだけ北側を低くします。これは日影の関係があります。日中、建物の影をできるだけ北側に落とさないということから、北側を低くして、南側を高くしています。建物の高さですが、一番高いところが28メートルで、28メートル以外の部分につきましては、すべて25メートル以下になっています。

また、できるだけ緑を増やそうということで、屋上緑化をこういうところに計画するとともに、建物の南側、東八道路側については壁面緑化をしたいと考えているところです。

C 委員 : ルーフファンはどここの部屋から出るんですか。

B 委員 : 焼却炉の中の空気はすべて煙突から出しますので、ルーフファンから出ることはありません。焼却炉の周りの熱、それをこのルーフファンから逃がしてあげようということです。また、焼却灰の部屋

は、このルーフファンへはつながっていませんので、ここから灰が出るようなことはありません。

C 委員 : 800度から300度に落とすの、企業秘密でしょうけど、その部屋からルーフファンでくるんじゃないですか。

B 委員 : ここから灰とかそういった有害物質が出ることはありません。

C 委員 : 空気が出ているんじゃないですかと言っているんだよ。

B 委員 : 空気は出ますが、灰の部屋とは隔離されていますので、ここから灰が出ることはないということです。

次に、煙突につきましては、拡散効果を期待しまして、高さ100メートルの煙突を予定しています。実際には、今回、焼却炉が2つですので、この一番上のところに2つ、ぽつぽつとあると思います。これが本来の煙突で、この周りの煙突は、それを囲うための煙突ということです。この中の飛び出しているところが100メートルということになっています。煙突についても、建物についても、周辺環境にマッチしたようなイメージでつくりたいと考えています。

C 委員 : 西側の真ん中の大きな扉、3つあるんですけど、北側の扉、ごみピットに入るのは、それはわかるんですけど、真ん中のあれは何なんでしょうか。

会 長 : 小さいのも入れると4つあります。JFEの方で、細かいところは、発言、お願いします。

JFEエンジニアリング : まず、右側にあります扉が、今回、発電施設でもありますので、蒸気タービン発電機がある部屋です。そのメンテ時に年1回程度開くことになると思いますが、メンテ時に部品等を出す場合に、こちらを開放する場合があります。

もう一つ、その左にあるが、炉室に入る排ガス処理もしくは焼却炉がこの中に入っていますけれども、そちらに入るための扉でして、こちらメンテ時にあけて入るためのものです。常時開放するものではありません。その左側にある扉も、こちら電気室になっていまして、工場棟の電気受変電設備等をおさめている部屋の大きな扉となるので、メンテ時に開放して、部品等を出すような形になります。

C 委員 : 最初の地図、上が北側になりますね。新施設西側の42台駐車場

があるわけですが、あれは私が聞いたのは、12月24日の4時ごろ、前事務長からいきなり聞いたわけです。これは、東京都への環境評価書ではこういう図面ではなかった。それと三鷹通りが、もう既に限界の騒音になっているわけで、三鷹通りを南へ宇宙航空研のところへくる道路ですね。だから、ここに入ってくる車は10キロにしろとか、環境評価でそうしますと書いてあるんです。にもかかわらず、駐車場で緑地をつぶしたんですよ。

要するに、緑をつくれ、なぜ減らしたという。42台駐車場、なぜ我々に、一番関心のあるところに説明しないで、そういうものをつくるんだ。環境影響評価どころか、これは環境影響評価の変更として届け出なきゃいけないのに、届け出てませんよ。それをもって、住民に説明しているんですよ。だから、私は、環境局に訴えてある。再評価してくれるそうです。もう一回審議やり直しですよ、これは。審議もしないのに住民説明しているわけでしょ、高さ2倍のところに。つまり、60メートル範囲に全部これを説明しているわけですよ。環境影響評価もやってないのに、さも通ったようなふりをして、我々住民をごまかしているんですよ、はっきり言えば、言いたくないけど。しかも、私は、8月26日に、公述人として4つの条件を出しているわけです。こういうものは密閉にしてください。今はそういうのが常識でしょう。それと、こういうものはできれば地下にしてもらいたい。しかし、できないというんなら、できないように、ちゃんとシールド、プラスチックでもいいから、CO<sub>2</sub>とにおいと、そういうものは全部、マイナス負圧をかけて、東八道路のところへシールドをつけて、そして、においととも煙突で焼却して。そのとおりに東京都から指示きているじゃないですか。12ページに書いてあるじゃないですか。都民が言っているようなにおい対策と、CO<sub>2</sub>の対策はああいうふうにやったらいいじゃないですか。そういう議事録になって出てきているじゃない。それでもって、プラットホーム入口の、今、三重の戸とか四重の戸、コンサルタントにいろいろお願いして、それでいいですかと、だめだって言ったの。出入りを三重にしても、計画によれば、50台の待機所ができる。文字で書いてある。それを隠し切れなくなって、こういう、今のような、

緑を減らした。だから、訴えましたよ。もう東京都に言ってありますから。審議をしてくれるそうですから。そういうように、我々の環境影響評価に対する意見を出せ、出せと言いながら、こういうことを隠している。例えば、さっきの扉のことも。

会 長 : 待ってください。わかりましたから。回答を聞きますから。今質問が2つあるでしょう。

C 委員 : いいよ。聞かなくていいです。皆さんにわかってもらいたい。会長は、工事協定以外の発言は控えてくださいと言ったでしょう。

会 長 : ちょっと待ってください。それは、工事協定の協議のときに、他の議題は取り上げるべきでないと判断したためです。今は、その他の議題なので、あなたの発言を聞いているじゃないですか。とにかく、まず、環境影響評価について事務局から聞きましょう。

C 委員 : 説明が終わってない。最後までしゃべらせてください。

会 長 : 何ですか、それは。

C 委員 : 私としては、東八道路から北側に行って、そして、今言った三重の扉を入れて、西へ行って、そして出ていけば、迂回路もないし、緑も確保できるじゃないか。不燃物は、東から入って、西から出ていけば、左入って左から出ていく。東八道路西から来たのが、左から入って西口から出ていく。非常に渋滞、500台のうち、ほとんどはごみピットから投入して、スムーズにいくじゃないですか。真ん中の3列じゃなくて、2列でいいじゃないですか。西側にある50台も待機するようなことがなくていいじゃないですか。もし、50台の待機駐車場をつくるなら、クリーンセンターがやっていたように、ほかのところで待っていて、いわゆる携帯電話で調整したらいかがですか。この中で、そういうような待機駐車場を置いてはならない。一番困るのは、西側の6メートル離れた我々住民ですよ。もう少し緑を多くして、しかも、騒音に挟まれて、一番苦勞するようなことは避けてください。それ、東京都へ出してありますから。

会 長 : そこで意見を止めてください。事務局、発言してください。今、委員言ったのは、環境影響評価書の図面とこの図面が違うんじゃないですかという質問。

C 委員 : 私は回答なんか要りません。私の立場を皆さんにわかってもらい

たい、こういうことだ。

- O 委員 : 先ほどの環境影響評価につきましてのご指摘につき説明します。
- C 委員 : 要りません。そういうことは、もう東京都に言っているから、説明しなくてもいい。皆さんにわかってもらいたい。私たちが非常に苦労している。今、騒音に挟まれて苦労している。
- I 委員 : 両方の案が出ているので、その案が、もしそんなにいいものであれば、みんなで考える余地があると思うが。
- C 委員 : いいものじゃなくて、緑をつぶさないでくださいということ。そういうことを言っている。
- I 委員 : 代替案があれば、それと比較したいかと思う。
- C 委員 : ああいう駐車場は、別のところに置けばいい。私は要らないと言った。緑にしてくださいと言った。
- I 委員 : そのすべてを箇条書きにして、1項目ずつ、それで、事務局はどのような回答をするのか、私は一面で、紙面で見たいと思う。
- C 委員 : 何をですか。
- I 委員 : 気にかかることを。
- C 委員 : だから、あそこに緑をつくっていただきます。
- I 委員 : それだけでいいんですか。
- C 委員 : そうですよ。
- I 委員 : もっと騒音の件もあったし、いろいろあったと思う。すべての項目を箇条書きにして、この議題のところに残しておいてほしいと思う。
- C 委員 : 三鷹通りの限界の騒音があると。こちらへ42台もあんな駐車場をつくられて、たまったものじゃないです。だから、困ります。東京都へ訴えてありますから。
- 会 長 : 今、委員から環境影響評価に使った図面とこの図面が違うんじゃないか、違反じゃないか、こういうご指摘がありました。この件についてご回答ください。
- O 委員 : 環境影響評価における図面と、今示している図面、これの違いがあるぞという指摘はもっともなことだと思う。指摘があったことについて真摯に受けとめたいと思う。については、ふじみ衛生組合としましては、環境影響評価における変更届の提出については認識を持

っています。提出の時期は、事後調査計画書提出前と認識していたので、現在、東京都の指導を仰ぎながら、変更の手続をとっています。

それと、中高層建物紛争防止条例に基づく近隣住民説明に用いた図面が、こちら、今示している図面ですが、できるだけ早く、近隣の皆様には施設の内容を理解していただきたいと思い、お示しをしました。

- D 委員 : 委員から緑化の問題が出されました。当初、環境影響評価の中で私どもが考えたのが、地上の緑化面積といたしまして、4,800平米以上、屋上などを除き考えておりました。先ほど、委員が言いました、環境影響評価の緑化は、この絵です。これは、この評価書の公示縦覧のときに、三鷹市、調布市、ふじみも閲覧できるように配置しておいたわけですけれども、この中で4,800㎡以上という面積を確保するようにしました。

今回、JFEから提案されたこの絵でいくと、地上の緑化面積で、約6,700㎡。当然、環境影響評価の時点より多く見るようにしています。このほか、屋上緑化、壁面緑化等々を合わせますと、大体7,600平米ぐらいになると考えているところです。ですから、環境影響評価時点から比べると、今回の提案につきましては十分クリアしていると考えております。

- C 委員 : いいですか。皆さんが出したのは、圧迫感があるとか。私なんか、即生活ですよ。環境ですよ。だから、北側斜線とか、住宅地域はいろいろ日影で決まっていますが、環境、青い空と青い緑と住みやすい環境をごちゃごちゃにされているんです。だから、4つ出しました。第1回目、環境評価に対する意見書。第2回目、環境評価に対する意見書。同パブリックコメント。そして、この間、8月26日には、東京都から辞令をもらいまして、公述人で4条件出してあります。

会 長 : もう終わってくれませんか。時間が来ています。

- C 委員 : そういうことを、ふじみとして、私のところに説明に来ると。もう1年半たつけど、まだ来ませんよ。もっと詳しく聞きたい。そういうように近隣住民を……、ご清聴ありがとうございました。いか

に虐げられたかをはっきり申し上げておきます。

会 長 : 発言中だが、時間となったので、これで解散させていただく。長い間、ありがとうございました。

20時32分 散会